

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	3	府 省 庁 名	総務省消防庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ 軽油引取税 ）		
要望 項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化（消防用船舶）		
要望内容 （概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 消防用船舶の動力源に供する軽油の引取り ・ 特例措置の内容 消防用船舶の動力源に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置を恒久化		
関係条文	地方税法附則第12条の2の7第1項第1号		
減収 見込額	[初年度] — （ ▲16 ） [平年度] — （ ▲16 ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（1）政策目的 消防用船舶については、沿岸地域や湖沼を管轄する消防本部等が船舶火災や水難事故、沿岸地域の火災、離島における救急搬送等に的確に対応するなど、極めて重要な役割を果たすものであり、その活動の充実を図り国民の生命・身体及び財産を保護すること。 （2）施策の必要性 消防用船舶は、船舶火災や沿岸地域の火災に対する河川や海水を水源とした放水、消防ポンプ自動車等への中継送水による陸上の消火活動の支援に加え、水難事故等へも対応している。 また、管轄区域に離島が含まれる消防用船舶の中には、救急自動車を積載できるものもあり、離島から本土の医療機関への搬送に活用されている。 これらの消防用船舶の活動には、動力源となる軽油が欠かせないものであり、持続的に消防力を維持・強化し、国民の生命・身体及び財産を保護するために、課税免除の特例措置の恒久化が必要。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	令和9年度概算要求における政策体系図 【総務省政策評価基本計画（令和5年3月策定）】 Ⅶ. 国民生活と安心・安全 4. 消防防災体制の充実強化
		政策の達成目標	—
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	39 地方公共団体（本特例措置を適用した消防本部等） 57 艇（本特例措置を適用した消防用船舶） ※令和8年5月現在
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	消防用船舶の燃料となる軽油は、沿岸地域や湖沼を管轄する消防本部等が船舶火災や水難事故、沿岸地域で発生した火災、離島における救急搬送等に対応するにあたって、欠かせないものである。 近年、消防防災業務が増加していることに加え、頻発する災害への対応などにより経費が増大する中、本特例措置に基づき課税免除されることにより、消防用船舶の活動が維持され、国民の生命・身体及び財産の保護が図られる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	消防用船舶による活動は必要不可欠なものであり極めて公益性が高く、その活動に使用する軽油に係る本特例措置は適切である。 その上で、仮に本特例措置が廃止となれば、消防力の維持のためには免税額相当分について新たな予算措置が必要となる。各市町村の財政は厳しい状況にある中、災害が激甚化・頻発化していることにより近年消防防災業務に係る経費が増大していることを踏まえると、既存の予算の枠内で課税分の経費を捻出することを余儀なくされるなど、消防力の低下により、国民の生命・身体及び財産の保護に重大な影響が生じかねない。したがって、本特例措置は、予算措置によって必要な軽油を確保する場合と比較して適切である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	令和7年度実績（実態調査結果） 地方公共団体数：39 団体（本特例措置を適用した消防本部等） 軽油給油量：1,063kl 課税免除額：34 百万円
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	【適用総額】 令和4年度 77,005,749 千円の内数 令和5年度 76,683,722 千円の内数 令和6年度 74,960,658 千円の内数
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置により課税免除されることにより、消防用船舶の活動に必要な燃料費が軽減されることとなるため、消防防災業務や経費が増加する中、各団体において限られた予算を効率的に活用することができ、全体として消防体制の確保が図られる。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		・昭和31年度軽油引取税（目的税）創設時から課税免除 ・平成21年度税制改正により普通税へ移行、課税免除経過措置3年間 ・平成24年度税制改正により課税免除3年間延長 ・平成27年度税制改正により課税免除3年間延長 ・平成30年度税制改正により課税免除3年間延長 ・令和3年度税制改正により課税免除3年間延長 ・令和6年度税制改正により課税免除3年間延長

別紙：要望内容と自己点検の関係

措置名：軽油引取税の課税免除の特例措置

○租税特別措置等の自己点検において中長期的なアウトカムを達成しているにもかかわらず特例措置の恒久化を要望する理由

消防用船舶の活動には動力源となる軽油が欠かせないものであり、消防体制を確保するため、引き続き本特例措置が必要である。また、消防はその施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務としており、不確実性の高い各種災害等に対する不断の対応が求められている。近年、災害が激甚化・頻発化することにより、消防防災業務に係る経費が増大していることも踏まえ、持続的に消防力を維持・強化するため、本特例措置の恒久化を要望するものである。